

# ごみの焼却・野焼きは禁止されています!!

いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除き、法律（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2）で禁止されています。

## Q. 野焼きは消防署に届出をすればできますか？

野焼き等をする場合は、消防署へ「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」を提出することが必要です。これは、野焼き等の煙を火災と間違えて出動することを防ぐためのもので、消防署が野焼き等を許可しているものではありません!

また、例外として枯草焼きなどを行う際は、次の点に注意してください。

- ・ 空気の乾燥している時や燃えやすい物の近くで行わない。
- ・ 焼却中は、その場から離れない。
- ・ 万が一に備えて消火の準備をする。

過去10年間（平成21年～平成30年）管内で発生した火災で、火災原因の上位（1位：たき火、2位：火入れ）を占めています。※不明、その他を除く。

### ○焼却禁止の例外（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定められている例外）

認められる場合	具体例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷、道路の草焼き・道路清掃 河川清掃で出た草木等の焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害復旧時の木くず等の焼却 火災予防訓練時の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	鬼火等の地域の行事 (正月のしめ縄・門松等の焼却)
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	稲わら、雑草の焼却 伐採した木の枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焼き、たき火 キャンプファイヤー

※ 例外に該当する場合であっても、生活環境保全上の支障（煙や悪臭などの苦情）がある場合には、近隣の生活環境に悪影響ということで行政指導の対象となります。

#### 問合せ先

鹿島消防署 ☎0954-63-1119 太良分署 ☎0954-67-1210  
武雄消防署 ☎0954-23-2151 山内分署 ☎0954-45-4325  
嬉野消防署 ☎0954-43-2119  
白石消防署 ☎0952-84-3283 大町分署 ☎0952-82-3950

